### 鶴岡市指定文化財の解除について

鶴岡市文化財保護条例(平成17年条例第110号)第6条第2項の規定に基づき、別紙鶴岡市指定文化財の指定を解除する。

平成31年4月25日提出

鶴岡市教育委員会 教育長 布川 敦

# 別 紙

指定種別	部門	有形文化財
	分類	考古資料
1 名	称	棟札
2 員 数		一枚(長2尺余、幅8寸、厚28分)
3 所在の場所		鶴岡市西片屋字片貝253
4 所有者の氏名		熊野神社
5 所有者の住所		鶴岡市西片屋字片貝253
6 指定書記号番号		考 第10号
7 指知	三年月日	平成元年3月27日
8 解除	余の理由	平成30年8月31日発生した火災により滅失

#### 市指定文化財の指定解除について 指定書記号番号 考 第10号】 【棟札







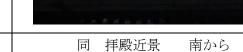
荘内日報 H30.9.1

鶴岡市西片屋地内の熊野神 落雷の可能性も熊野神社が全焼 31日午前3時55分ごろ、

方向から炎が上がっていると、近隣に住む男性が神社と、近隣に住む男性が神社と、近隣にはむ男性が神社と、近隣にはいまった。 出火原因は落雷の可能性も火災発生当時、神社は無 はなかった。 10分ごろ鎮火した。けが人消防の放水で同日午前6時 のを発見し、119番通報。 あるとみて調べている。











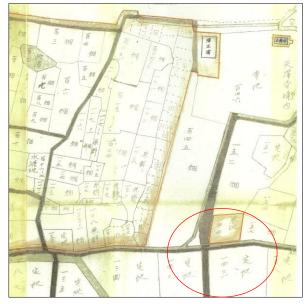
## 別 紙

	,	
指定種別	部門	史跡天然記念物
	分類	史跡
1 名	称	上山城主 里見越後守主従の墓地
2 員 数		
3 所在の場所		鶴岡市丸岡字町の内36
4 所有者の氏名		天澤寺
5 所有者の住所		鶴岡市丸岡字町の内36
6 指定書記号番号		史 第16号
7 指知	<b>E</b> 年月日	平成元年3月27日
8 解除	余の理由	山形県指定史跡との重複指定による

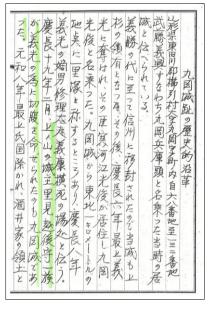
### 市指定文化財の指定解除について

### 【上山城主 里見越後守主従の墓地 指定書記号番号 史 第16号】

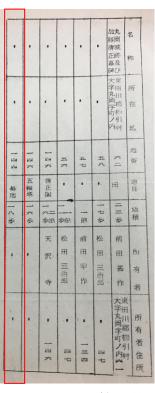




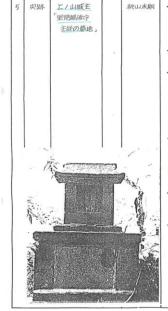
県指定申請時 添付図面として保管



県指定申請書類 抜粋

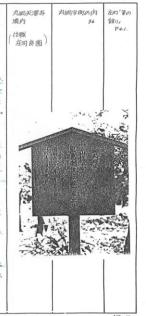


S38.1.22 付け県 指定通知書抜粋



- 本町には起刺の試持の終焉の地としての遺蹟が多く、面園の武弁加禄清正公の婦男 加禄忠瓜公と家士(県福定史跡)、出料の覇着最上終光の嫡子崎母大夫義康の悲しい暗紋事件(下山活地内の崎田県)、上ノ山城主里県民部主徒の印版の地など、悲しい歴史のドラマが多い。
- ・天澤寺境内のハロに、小さな石造リの祠(写真左下)があるが、これが里見父子、 主従を祀う墓である。
- ・ 銷倉後期に、成生在(今の天童、寒河江、上/山)を領した里県家(上野園の出身、 今の三重県)の子様、里県民部は上/山城王(超速者の時代さ入れるど天正2年〜 勝馬(り引きさ)であったどき、その子様兵衛に退し減率の小枝さあったが、おが子 長東を殺した最上義代は境保着下い間を会した。二のど三権兵衛は 16歳であった。 しかし、補保管の剤などある里県即後行は、義行及の憲に違い、民部と権兵衛、 それに家臣五百余名を連れて上/山城を後にしたのである。
- ・上/山城を連われた里見越徐守主従は庄均にスリ、大浦の下岩右ェ門(今の顧問市 大山・当時その地を領していた業族)に預けられ、福士付きの章スリ局祭の日を退 ごしたが、際差「分年正月」林山間が、ハムノ6年り、大浦から共岡の地に移譲さ れていた里見駆後守、長郎女子、主従24名は、最上義光未期の遺言によって、正 目がら7日後に切骸させられ、打ち異てたのである。
- 加騰さむられた主族の療は、切慮の地(乳商天曜寺の境内入口附近)におり、これ まざ永い間、天曜寺や地区長によってひそやかに七曜(森)保養がおこなわれ、毎 年花北添えられ保養されている。
- 石橋の台座には連花草が彫られており、型から見ても室町時代の様式が繋ごれていると言わる貴重な石幕である。

思通の末路をたざり、丸周の地で散った上川山成主、里見返後守主徒の悲劇的な 突実を後世に伝えるとともに、終焉の地としての存続をはかっていくため、町央跡 として指定、保存していくものである。



元 3.6. 櫛引町文化財保護審議会 指定調書